**「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を**

**改正する法律」に伴う相談窓口の設置について**

平成２６年１月１０日

一般社団法人愛媛県建築士事務所協会

　平成２５年１１月２５日から施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、**全ての建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者に、耐震診断等についての努力義務が課せられ**、特定の建築物については耐震診断が義務化されると共に耐震診断の結果の公表も行われることとなりました。

特に不特定多数が利用する大規模施設については、**平成２７年１２月３１日までに耐震診断を実施し公表することが義務付けられ**、また、その耐震診断を実施できる建築士は、国の指定する講習会の受講者(以下「耐震建築士」という)であることも法律で規定されたところです。

このため、耐震診断や耐震改修設計を業として行っている建築士事務所の県内唯一の団体である当協会において、当該法律の円滑な施行と県内建物の耐震化を支援するため、当該法律の内容や耐震診断を行える有資格者の紹介等について、県民の方々からの相談を受ける窓口を下記の通り設置いたしましたのでお知らせします。

記

１．相談窓口の名称

「耐震改修促進法改正に関する相談窓口」

２．設置期間

　　　平成２６年１月１０日　～　平成２８年３月３１日

３．相談場所

　　　一般社団法人愛媛県建築士事務所協会 事務所

　　　〒790-0002　松山市二番町４丁目１－５（愛媛県建築士会館３階）

 　　　　　　　 　ＴＥＬ 089-945-5200　ＦＡＸ　089-945-5318

　　　　　　　　　Ｅ-ｍａｉｌ　ehimekai@mist.ocn.ne.jp

　　　○電話及びメールでの相談も可能です。

　　　○当協会が必要と認めた場合には、現地での相談も可能です。

４．相談内容

　１）法律、制度概要、助成制度等の概要

　　　＊具体的・専門的な相談については対応可能な窓口を紹介します。

２）耐震診断事務所の紹介

　＊耐震関係業務の実績が有り、信頼できる建築士事務所を紹介します。

３）耐震診断及び耐震改修に関する技術的な事項

(1）建築士による一般的な相談

(2）耐震建築士による具体的な相談（必要な場合現地相談も可）

５．相談時間（土日祝日を除く）

原則として、１０時から１６時まで（但し、12時～13時を除く）

　　　＊但し、相談内容の「３）の（2）」については、より高度な耐震関係の

専門知識を有する一級建築士が対応するため、事前に電話等での予約

が必要です。

６．相談方法

①　一般的な相談については、電話・メール・来所による面談等

②　耐震建築士への相談は、事前に概要を事務局に説明し、後日日時と

面談場所を設定した上での相談となります。

７．相談料

　　　無　料